

居宅介護支援

重要事項説明書

あなた（利用者）に対する指定居宅介護支援の提供開始にあたり、厚生労働省令の規定に基づき、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	医療法人 常念会
主たる事務所の所在地	〒440-0814 豊橋市前田町二丁目19番地の17
代表者（職名・氏名）	理事長 権田 隆実
設立年月日	平成7年9月14日
電話番号	0532-54-8811

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	居宅介護支援センター みのり	
サービスの種類	居宅介護支援	
事業所の所在地	〒440-0081 豊橋市大村町字山所77番地	
電話番号	0532-51-1336	
指定年月日・事業所番号	平成17年7月1日指定	2372002192
管理者の氏名	滝川 まゆり	
通常の実施地域	豊橋市内と豊川市内	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要介護状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

- あなたのお宅を訪問し、あなたの心身の状態を適切な方法により把握の上、あなた自身やご家族の希望を踏まえ、「居宅サービス計画（ケアプラン）」を作成します。
- 当事業所の居宅サービス計画（ケアプラン）の訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりである。

- あなたは居宅サービス計画（ケアプラン）に位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることが可能であること、当該事業所を居宅サービス計画（ケアプラン）に位置付けた理由を求めることが可能です。
- あなたの居宅サービス計画に基づくサービスの提供が確保されるよう、あなたとその家族、指定居宅サービス事業者等との連結調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- 必要に応じて、あなたと事業者との双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。
- 指定居宅介護支援及び指定居宅サービス事業者等についての相談・苦情窓口となり、適切に対処します。
- あなたの要介護（要支援）認定の申請についてお手伝いします。
- あなたが介護保険施設に入所を希望される場合、その仲介をいたします。

5. 営業日時

営業日	月曜日から金曜日まで ただし、祝日、12月31日から1月3日までを除きます。
営業時間	午前8時30分から午後5時30分まで

6. 事業所の職員体制（R6/4/1 現在）

従業者の職種	員 数		
	常勤	非常勤	計
介護支援専門員	3人	0人	3人

7. 利用料

指定居宅介護支援を提供した際の利用料金の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスである時は、あなたの自己負担はありません。

ただし、保険料の滞納等により法定代理受領できない場合は、一旦、1ヵ月当たりの料金をお支払いいただきます。

その場合、事業者は指定居宅介護支援提供証明書を発行いたしますので、後日、所在市町村窓口にて指定居宅介護支援提供証明書を提出しますと払い戻しを受けることができます。

(1) 居宅介護支援の利用料 *介護報酬は1単位10,21円で算定されます。

【基本利用単位数】

取扱要件	利用単位数 (1ヵ月あたり)	
居宅介護支援費Ⅰi 〈取扱件数が45件未満〉	要介護度1・2	1,086単位
	要介護度3・4・5	1,411単位
居宅介護支援費Ⅰii 〈取扱件数が45件以上 60件未満〉	要介護度1・2	544単位
	要介護度3・4・5	704単位
居宅介護支援費Ⅰiii 〈取扱件数が60件以上〉	要介護度1・2	326単位
	要介護度3・4・5	422単位
居宅介護支援費Ⅱi 〈取扱件数が45件未満〉	要介護度1・2	1,086単位
	要介護度3・4・5	1,411単位
居宅介護支援費Ⅱii 〈取扱件数が45件以上 60件未満〉	要介護度1・2	527単位
	要介護度3・4・5	683単位
居宅介護支援費Ⅱiii 〈取扱件数が60件以上〉	要介護度1・2	316単位
	要介護度3・4・5	410単位

(注1) 上記の基本単位数は、厚生労働大臣が告示で定める単位であり、これが改定された場合は、これら基本単位数も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本単位数を書面でお知らせします。

【加算】 以下の要件を満たす場合、上記の基本単位数に以下の単位が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額
初回加算	新規あるいは要介護状態区分が2区分以上変更された利用者に対し指定居宅支援を提供した場合(1月につき)	300単位
特定事業所加算(Ⅰ)	主任介護支援専門員を2名以上、介護支援専門員を3名以上配置し、質の高いケアマネジメントを実施できる体制を整える等、一定の要件を満たした場合(1月につき)	519単位
特定事業所加算(Ⅱ)	主任介護支援専門員を1名以上、介護支援専門員を3名以上配置し、質の高いケアマネジメントを実施できる体制を整える等、一定の要件を満たした場合(1月につき)	421単位
特定事業所加算(Ⅲ)	主任介護支援専門員を1名以上、介護支援専門員を2名以上配置し、質の高いケアマネジメントを実施できる体制を整え	323単位

	る等、一定の要件を満たした場合 (1月につき)	
特定事業所加算(A)	主任介護支援専門員を1名以上、介護支援専門員を常勤・非常勤各1名以上配置し、質の高いケアマネジメントを実施できる体制を整える等、一定の要件を満たした場合(1月につき)	114単位
特定事業所医療介護連携加算	特定事業所加算を算定し、退院・退所時に病院や施設との連携を図る等、一定の要件を満たした場合(1月につき)	125単位
入院時情報連携加算(I)	利用者が医療機関に入院する際に、入院した日のうちに医療機関に必要な情報提供をした場合(1月につき1回を限度)	250単位
入院時情報連携加算(II)	利用者が医療機関に入院する際に、入院した日の翌日又は翌々日に医療機関に必要な情報提供をした場合(1月につき1回を限度)	200単位
退院・退所加算(I)イ	病院や介護保険施設等からの退院・退所に当たって病院等の職員から必要な情報の提供を受けた上で居宅サービス計画を作成し、居宅サービス等の利用調整を行う等、一定の要件の一部を満たした場合(入院又は入所期間中につき1回を限度)	450単位
退院・退所加算(I)ロ		600単位
退院・退所加算(II)イ		600単位
退院・退所加算(II)ロ		750単位
退院・退所加算(III)		900単位
通院時情報連携加算	利用者が医師の診察を受ける際に同席し、医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画(ケアプラン)に記録した場合	50単位
緊急時等居宅カンファレンス加算	病院等の求めにより、医師等と共に居宅を訪問してカンファレンスを行い、利用者に必要な居宅サービス等の利用調整を行った場合(1月に2回を限度)	200単位
ターミナルケアマネジメント加算	在宅で死亡した利用者(末期の悪性腫瘍の患者に限る。)に対して、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上、居宅を訪問し、心身の状況等を記録し、主治医及び居宅サービス事業者提供した場合	400単位

(2) その他の費用

通常のサービス提供地域を越えてサービスを提供する場合は、サービス提供地域を越えた地点から5km毎に100円の交通費をいただきます。

8. 秘密の保持

- (1) 事業者及び事業者の従業員は、正当な理由がない限り、利用者に対する指定居宅介護支援の提供にあたって知り得た利用者又は利用者の家族の秘密及び個人情報を漏らしません。
- (2) 事業者は、事業者の従業員が退職後、在職中に知り得た利用者又は利用者の家族の秘密及び個人情報を漏らすことがないように必要な処置を講じます。
- (3) 事業者は、利用者及び利用者の家族の個人情報について、利用者の居宅サービス計画立案のためのサービス担当者会議並びに介護支援専門員と指定居宅サービス事業者等との連絡調整において必要な場合に限り、利用者及び利用者の家族の同意を得た上で必要最小限の範囲内で使用します。
- (4) (1)の規定にかかわらず、事業者は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）に定める通報を行うことができるものとし、その場合、事業者は、秘密保持義務違反の責任を負わないものとし、

9. 事故発生時の対応

指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、東三河広域連合及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

10. 担当のケアマネジャー（介護支援専門員）

あなたを担当するケアマネジャーは、次のとおりです。ご不明な点やご要望などがありましたら、何でもお申し出ください。

氏名： _____

連絡先（電話番号）： 0532-51-1336

あなたが医療機関に入院される時は、担当ケアマネジャーの氏名等を入院先医療機関に提供してください。

11. 苦情相談窓口

- (1) 当事業所が設置する苦情相談窓口は、次のとおりです。当事業所が提供した指定居宅介護支援に関する苦情だけでなく、当事業所が作成した居宅サービス計画に位置付けたサービスに関する苦情も、遠慮なくお申し出ください。

事業所相談窓口	窓口責任者	滝川 まゆり
	ご利用時間	8：30～17：30
	ご利用方法	電話（0532-51-1336）
		面接（当事業所1階相談室）

(2) 上記に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	東三河広域連合 介護保険課	電話番号 0532-26-8471
	愛知県国民健康保険団体連合会 苦情相談室	電話番号 052-971-4165

12. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) 介護支援専門員に贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。
- (2) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の介護支援専門員又はサービス事業所の担当者へご連絡ください。